



裝束要領鈔
首



73
6326
1



裝束要領鈔序

紀稱神世投御冠於安河邊織神衣於齋服殿衣冠之權輿其來也舊矣應神帝效百濟衣服以少草其製廐戶皇子始定冠位十二階大寶以降沿唐衣服而其製大同小異蓋本邦通中華也始于漢盛于唐世時朝廷命賢臣因循于彼古之衣冠而折衷于漢唐之製其好者沿

73
6326
1

焉不好者草焉而為 本邦之文物千歲
不易之定式也如宋景濂謔曰子來猶效
漢衣冠元是 本邦之古傳也豈效漢唐
之製而已乎顧夫聖世始為衣冠而美凡
俗以正上下禮儀人而興禮儀則何為
人豈非當務之急乎然其典故舊籍藏于
搢紳家而不能行于世壘井義知氏有慨
于此故索搜 本邦正史及諸家典籍群

以拔之精以萃之不雜片言半句之臆說
而成一書矣學古禮者就此而正之則豈
有孫衣黃裏之失乎義知子者予之故舊
也乞請之序故為之云云
正德丙申孟春望日牛山翁香月啓益甫
揮筆於京師為第街寓居



史氏與項少

装束要領鈔序

去五味均平蔵

公事に大儀中儀小儀あり。冠服も晴と褻と尋常のり
 およそときく冠制服制の成るは後代始ありと凡冠服
 神代よおころぬといふと其形状階級しらるるか
 ど。人代ふむりて 推古天皇御宇より 天武の朝よ
 及く階よふ冠制ありこれと冠位といふ物なる
 文武天皇昔大寶乃らるるめ皆漆れ有文交の冠ふ

改る多しぬ是今の冠若元あり其服制親王四品已上
諸王諸臣一一位ハ深紫衣諸王の二位已下五位已上諸臣の二
三位ハ浅紫衣四位ハ深緋衣アサキキヌ五位ハ浅緋衣六位ハ深緑衣七位
ハ浅緑衣八位ハ深縹衣初位ハ浅縹衣と名と是令制あり
各當色ハありて其法を以て若法またふ人
あまハこれ代を以古今の通例也とありと一とあり
よりて改革増減あり世ハ深紫の衣とあり

中古ハ二位と一と大臣ハ深紫の衣とあり
六位已下初位ハ一とありて深緑深縹ハ
衣と名ハ一とあり物ハ寛弘以來四位已上皆一色若
黒袍に染ありて椽の名とあり五位ハ茜衣ハ蕪芳
うつり六位ハ青衫ハ八位初位ハ縹ハ一とあり七位已下ハ階
級ハ一とあり服色の制を以てあり歴代轉變あり
と一とあり其制ありて成る大臣納言參議ハ下襲

の裾者長短よみ多。公卿と四位の侍臣は差別ハ袴。龍裝ハ
 文乃有あり。小者。但四位は人と禁色とゆりたまふも
 公卿は似く裾短し。五位六位はとのづら。位袍ハ、
 冬は厚く夏冬は代らうら。各故實を多
 く記す。此は、
 又烏帽子ハ紗帽乃製ふも、
 狩衣指貫も布は始り。縮綾織物の美とほく、
 此ハ往古庶人乃服なり。後世六位以上の執事

服とかり。朝服にハ羽ハあり。況そ、
 已下の服ハ固より。雑袍と持人ト、
 烏帽子狩衣と。内ハ赤。但例ハ、
 可なり。素より蒙昧。適冠服ハ故事と
 存知らん。此一隅ハ、徒ハ艱難と年齢小
 のを、傍人ハ勤學。今空、鶴髪ハ衰老とあり。筋力漸疲て、驥驢の比

然りと嗜好の道いよく舎措くく國史令式百家れり
 古よりあひ今に便より事とりがかり索く當用のこま
 すく初心の目録とかくんりなる雲客れ裝束式と外よ
 あくく一卿相の衣裳れ事と尚ふこめく梗概の一筋
 を書るる一且問答とくくして本文乃餘意とありきり
 然りと元禄己卯年仲春本主四辻故宰相中將公韶卿の
 一覽よ入く六跋及題名とゆかりて是と裝束なるれり

こより然れともねんやとくは筆削年つりきい
 履めより一ぐ爰よ徳田良方といふもの予從遊一
 く先此書と研究一と訪て要をいかり討く義と
 どり能其名實と一其旨趣と辨明とく自教龜頭
 傍註をくく後ふ古今女房若衣裳れ用と附く又
 のれ貴家乃題名とゆかり更よ裝束要領鈔と号しと
 是と梓よりりむめんといふ愚ありとひて僻言のん

羅賦役令義解
羅者縷之屬織
有邪文者也○
和名鈔羅曹何
反此間云良一
云蟬翼

有文無文冠衣
服令五位已上
皂羅頭巾六位
已下皂纓頭巾
義解纓無文縷

纓和名鈔纓於
盈及俗云燕尾
○江家次第結
燕尾解緩燕尾

有文無文乃亦ありよのほひ有文乃冠扱
用ふる世有文の冠とハ小菱の文ハ羅と
用るがり近代ハ文乃羅織おとすよめく
菱ハ文とら付て今世只纓の赤と中子の
上ハ文とら付あり有文乃
うかりむい五位以上有文六位以下文
あり志る紙今もかた有文乃冠と用らる
冠の大小ハ人乃頭にまへ冠師とて
頭とらむとん又纓平の事古今同
うに近世冠のうらにう用らる但ため

中子和名鈔中
子此間中音如
渾幘頭具所以
挿髻者也

懸緒古昔無懸
緒直以纓結巾
子而差簪故也

懸緒カケヲ

やう家く此曲流り志りとりとも位下を
中子よりきう又人乃好ふりて纓乃
末らりやう中子まての志近おひりり
ま折筆漢よの趣かう中子とあどと
よむなり

有儀紙カウヨリ緩あり是とかけとこよ束帯の時は
ふ殿上人を紙よりを用らる又紫乃
組然と用ひるる衣冠下の両也ま子細

袍和名鈔袍薄交反和名宇倍乃岐奴

延喜彈正式凡綾者聽用五位已上朝服六位已下不得服用

仗守護官所持之兵仗也

胡錄是備武之器武官所負者也有平胡錄壺胡錄狩胡錄之三依入隨軍用之詳見下卷末

位襖者闕腋之舊名見衣服令義解

位色每階分色見衣服令其深式詳見延喜縫殿式

五倍子鐵深平曆已來以紫深緋深易五倍子鐵深故全黑是以俗云椽也此據萬葉集乃禁忌之稱也蓋有別名乎可尋之

袍

くろく衣冠の袍くろくせり

縫腋欄アリ 欄ナシ闕腋乃亦あり闕腋ハ同位以下の武官レ

らもかく帝會行幸ホの日月ひらふ至公卿ハ武官とくも闕腋と月ひらふとのつらハ

不論文官武官縫腋汝月ひらふ延喜兵部式云

凡武官五位以上朝服皆聽著欄但立仗日不須左右近衛左右衛門左右兵衛府云之衛府彈正式云凡諸衛府五位以上通著其著胡錄并立

仗之日著位襖但參議已上不在此例それ縫腋

とは袖の下よりすそまでぬいつけり見和名鈔故より見和名鈔のうへ乃さぬともケツテキ闕腋

こハ袖乃下よりすそまでぬいつけり也見和名鈔かろくハ見和名鈔小つらハ見和名鈔をれあらも見和名鈔つら

縫腋ハやう多きことよ見和名鈔闕腋ハきりてこと

よむり習なり又位色乃事ハ見和名鈔ハハ

一位深紫カキ二三位浅紫カキ四位深緋カキ五位浅緋カキと云正曆乃比より一條院御宇終るるつらりて一位

已上五倍子鐵深と月ひらふをよるカキ云まろく

多ふ事しつり拍着用のより邂逅のみす也

裾キヨ 和訓コロモノスツ
一云キヌノシリ

同位コトイロ 下冬より夏まで表シロ白平絹 白粉張シロコ

裏平絹濃色コキイロ 板引イタひいてひらりと付るヒラ 夏より秋

ましく生ナマ穀コメ無文ナシ或生平絹色ハ二ニ藍アイ 赤花アカハナ及青花アヲハナ

或法ハク黄ワウ但タ陪ヘイ同位ドウイ又位マタイ藏人ソウジン及聽リ禁色キンシキ殿上テンジョウと

人ハ公卿コウケイと同ドウく紋モノあり 浮線ウキセン綾リョウ丸裏マルウラ濃色ノウシキ

文遠菱フシ或板引イタ夏より秋 折裾オリスズハ元来モトヨリ下装ゲサウの裔モト

おわく一ツイツツして下シタかきカキのノにニりリ事コトあり

濃色ノウシキ古コ以ヨリ蕪ウ芳ホウ
深フカ深フカ之ノ是コト亦モト後ノチ
世セ易ヨク五イヒ倍ヘイ子シ鐵テツ
洙シュ○マル穀コク和ワ名ナ鈔セウ
穀コク和ワ名ナ其ソノ形カタチ織オリ
緞ジュン視シ之ノ如ニ栗トシ

裾スズ下シタ襲ウラ之ノ裔モト也ナリ
後ノチ世ノチ切キ離リ用ヨウ之ノ
有アル引ヒキ襟エリ之ノ累ツミ故ユヘ
乎カ其ソノ裾スズ長ナガ短ミダマ依ヨリ
世セ制セイ不ズ同トウ凡ソト大オホ
臣シ一イツ丈シヤウ四シ五ゴ尺シツ
大納言オホノリ一イツ丈シヤウ二ニ

三尺サンシツ中納言ナカノリ一イツ
丈シヤウ二ニ尺シツ參議サンギ八ハチ
尺シツ四位シイ七シチ尺シツ見ミ
筋スジ鈔セウ今イマ世ノ所用ヨウヨウ
如ニ之ノ

表袴ウラハカマ衣服イフク令ヨウ載サイ
白袴シロハカマ結ムス疋フタ有アル凡ソト
表袴ウラハカマ之ノ号ナヅケ出デ干カン
本朝ホンテウ文モン粹スイ未ミ見ミ
先是マタ者モノ猶ナラニ可カ考カウ
之ノ

表袴ウラハカマ

いめへハ流リウけケくク流リウ月ツキひヒ多タふフ也ナリ但タつツき
くクとト月ツキ時トキハ累ツミあるアルくク少シくク別ワケ切キくクちチらラて
用ヨウひヒ多タふフ也ナリ 主上ヌシノカミハ今イマにニつツけケ
くクとト着キ御ミとト言イハくク長ナガ短ミダマハ官クニ位イ一イツ
よりヨリて相遠アハりリ今世イマノヨ同位ドウイ又位マタイハ腰ウサより
七尺シチシツ但タ代ダイくクれ制セイ符フ同トウくク以ヨリ自餘ミヨリ別記ワケギ之ノ

夏冬ナツフユの差別ワカりリ裏ウラと付ツりリ同位ドウイ以下イカ表ウラ
白張シロハカマ平絹ヘイキウ或シ莖カ 裏紅ウラベニ平絹ヘイキウ或シハ板引イタひヒいてイひヒりリと
但タ陪ヘイ同位ドウイ又位マタイ藏人ソウジン及聽リ禁色キンシキ殿上テンジョウハ公卿コウケイと

(縮線綾) 延喜織部式載熟線綾是也蓋後世以熟字易縮字云

(石帶) 有金玉石角魚皮等然則以石帶為總名者非也令式載腰帶者是云用國史記革帶者是云體也○延喜彈正式凡白玉腰帶聽三位

已上及四位參議著用玳瑁馬腦斑犀象牙沙魚皮紫檀五位已上通用

(上手) 手字或清或濁而讀之ニ説夫木集雜歌おもひひまのちろ志つろろのちろれうへてはくはく人としんとい

同く文有り 表白縮線綾窠霰壯年以後堅文者丸裏紅打

赤大口

公卿殿上人まお地下とくともとくとも
夏冬乃つらもなく 十五歳以前濃色 紅生平縮或ハ紅ねり
まぬと月ひらるる表裏ともにおり

石帶

ウモシゴラムモシゴラムメナフサイカクウサイ
有文玉無文玉馬腦犀角烏犀此おあれせと
いつともとくおて俗小石帯ととり本名
是と腰帯といひ或ハ革帯といひいし魚ハ

けお多くの帯有りといへとも今世乃所用
大抵かくの帯と又石の帯に巡方丸鞆乃
二極あり但公事にしりて用るまききりとい
それ巡方とい方なり紙つひ丸鞆とハ圓なるを
よ近比ハ方圓相交て用ひるる是通用の
あろるれま敷帯乃中に丸六つあ方乃
とくに方二つは上帯 裾とかかる 一つ
都合十一あり或又丸八つあ方乃指み方
一つはともり凡帯の所用依官位故實

馬腦本草綱目時珍云按增韻云玉屬也文理交錯有似馬腦因以名之曹昭格言論云非石非玉堅而且脆刀刮不動其中有人物鳥獸者最貴○犀角紋如魚子形謂之粟紋紋中有眼者謂之粟眼黑中有黃花者為正透黃中有黑花者為側透花中復有花者為重透並名通犀

何りといふと略して爰に同儀五位乃亦のこころせり同位ハ馬腦帶尋常被用之然とも馬腦帶ハ九韜の外巡方名目抄と古記小刀より故に節會行幸之日同位といとも犀角巡方と用ひらる事通例あり五位ハ犀角九韜乃帯尋常被用之但古云行幸の日ハ犀角巡方の帯と用ひらる事例なり然まとも今世多分ハ方圓相交帯と用ひらる事あり

乃上品也花如椒豆斑考之烏犀為下品

延喜彈正式凡畫劔太刀五位已上聽之○凡刻鑲太刀非新作聽五位已上著用○世俗淺深秘抄金造劔尋常不用之宿老人用之

劔

大臣の時ハ金装束大納言まてハ銀はくりあり何れ人々れと近比ハあるにまて用るにりて金銀乃沙汰よ及らるる古記小刀より武官の人ハ職より付て帯劔勿論なり文官ハ勅授帶劔乃宣下りりて帯劔也但武家方にハ更よ不拘法令皆帯きりる例とあり凡公卿ハ劔劔カガタチ居カガタチ木地螺鈿キチラテン靴と紫檀シロノも沉シロノも居カガタチ金具カガタチも居カガタチ

蔣繪螺鈿鞘と蔣絵ありて金具被用也但公事に

よりてかきりしるべし又蔣繪ナイミヤウウニカク劍ハ卿相雲客

ともに常劍の人被用也又ヒララシ挿螺鈿といふ太刀

柄り是まゝこゝの殿上人通用れり「飾抄」古記に

みくもりそれ挿螺鈿とは鞘乃地とまゝこゝ

しゝと表裏に挿といふ紫檀或挿乃中に具

と摺なり又六位以下クロヌリ黒漆成月の大掖かく

平緒ヒラヲ紫綵ムスサキダシ

のあし

(平緒五位已上、同唐組六位已下並縁新羅組之由貞觀有定制後世織平緒是新物者乎)

劍の装束或号赤滑紫革乃附ハ紫綵ムスサキダシの平緒なり紫綵

とは紫小白系と打交てりりりりりりりり

綵乃字のりりりりりりりりりりりりりり

りりりりりりりりりりりりりりりりりりり

唐花ラクヒス四季乃花「飾抄」黄鳥等神妙の相なりと古記

に及りりりりりりりりりりりりりりりりりり

りりりりりりりりりりりりりりりりりりり

或ハ壯年宿老水色用ひりりりりりりりりり

緋地ミナヂ蕨芳綵スハウ萌黄地モエキ青綵アラフ紅梅ハジ檀綵ハジ薄檀ウスハジ

白地平縮繡梅
花号小忌平縮
是也。鈍色平
縮無文薄墨交
青氣之色也号
西服平縮是也

本邦以詔詔直
書笏例見承和
中國史

異邦以紙粘笏
上事文類聚
續集 勅事今官
員執笏最無道
理笏者只在君
前詔事恐事多

須以紙粘笏上
記其頭緒或在
君前不可以手
指人物使用笏

檜扇 或秘記曰
以扇直香ト見
タリ又或記笏
代ニ用フ故ニ夏
冬通用シテ持
タニフト云

淡香淡白地鈍色乃西のり紙といはれは淡ハ
不論晝夜公事ト小用ひらるいふハハ
にのりト小用ぢりゆりト也何ぞ故云と
且此まて用ひるんハ云

笏 和名佐久

異朝ハ臣有致命及所啓白則書其上備忽
忘云本朝の古例も亦かくれと此のまのり
又笏紙と押まあり任納言之時著笏紙
系入着不具之人仰外記令書押のり古記

釋名文也臣作君教作教

江次第

みみより但是ハ常の儀トのりト云事ト
る所乃事あり又寸法形相ハ家々異ト不同
本ハ或ハのりぬ又ハわら乃數名あり
より近世或ハ櫻於人々の意巧定るる
礼服用の介ハ牙ハ笏なり一尋卑と
これ皆本笏也又笏と志やくと後子細
何事なり

見次第及朝野群載有家説各秘之

檜扇

東帯の所ハ懐中のよりあり松扇の扱也

襪和名鈔說文云襪和名之足衣也。飭鈔襪足下可有用意黑足見皆云

襪シタフ

枚或ハ廿八枚も白糸としてさらして糸は飾りと
と友の花或は家々の文と並物として行
あまねく糸とのめくかきまはしてとく
あかにもくかり十六歳は改より廿歳とも
を用く又三十歳は糸としてとくは
唐草と月ひ給いとも老年はかき
白平指の紗りともくも也末輩の外着用は
但老人ハ衣冠乃内も蒙テ勅免者用れり也

履釋名履者禮也飾足為禮也
○靴本字作鞞時珍云鞞皮履也所以華足故字從革華。淺
履往古無此名也蓋和名鈔有木履乃此履乎

履ソツ

靴靴 淺履

凡公事公會之所ハ悉著靴靴又雖非公會カ務と
人ハ兩泥の日ハ靴と着るカ延喜彈正式
凡くは常は淺履を用ひらる但履ソツ敷
履乃内と表袴の切として張るカ公卿并
聽ル禁色ラ人ハ皆文ハけりカハ紋カ

緒太ヲブト

古記江次第小式井、ソツ蒲履或裏無とくは是也ハけり
晴乃物みあり糸とを合持カきカ草の事あり

自四位殿上人
遣地下四位諸
大夫執達如件
恐々謹言無上
所名字。自地
下四位諸大夫
遣四位雲客謹
上執啓恐惶謹
言見弘安禮節
五位殿上人與
五位諸大夫之
禮亦同上

尸の位袍も尸なり記録に當色タウレキの
袍を着しとつらひ位にあつる袍乃
事よき位位殿上人位諸大夫位殿上
人位法衣各々礼節ハ各別してハ
米帯の附袍以下皆具相違あるへり
但衣冠狩衣おとの附ハ指突りおおて
かゝり有る也

一文官武官のよりら覚悟い

文官モリバンハ文道の事とありて

中務兵部刑部
彈正左右京侍
從内舍人隼人
官及太宰府官
雖非宿衛官皆
帶劔之官也

の職とほりさると文官と尸ハ大臣大中納言
齋藤左右辨少納言以下も和經等ハの
り文武と尸ハいし少人友と尸ハ
も人官とよみ尸ハみあひてハ武友とハ
兵仗と帯し禁裏内外乃守護にハ
武道の事ハ尸官と武官と
尸あり大將中將少將將監將曹もハ
左右衛門府左右兵衛府左右馬寮兵庫寮の
司乃類粗職原鈔かみとあり

一 垂綏スエといひく

冠の綏スエは密綏ケシスエ春綏ハルスエ乃二様あり春綏ハルスエは
武友乃人胸腋の袍と悉く弓袋と帯
すり日老ヒロ然シとを綏スエと申して用ひあり
是とげん悉くしよりスエひ弓袋と帯と
さう時ハきつて此の袍ハ故者ハ老ハけと
うけいとも垂綏スエといひ況文官ハ皆垂綏
めくは密綏ケシスエとは巻マひつてスエられて用ひ
ひ事ふてい

西官記シウカンキ臨時リンジ男オトコ
女メ禁色キンシキ上ウヘ卿キョウ奉ホウ
敷シキ給キヨフ彈ダン正テイ檢ケン非ヒ
違ヒ使シ敕シキ授ジュ帶タイ釵シ
牛車ウシクルマ輦ハコ車クルマ宣ノボ旨ツギ
亦モト同ドウ披ヒ御ミ書カキ下ゲ

一 勅授帶釵チヨウジュタイシといひく

武官ハ職シヨクかほハてて帯釵タイシ勿ナ論ロなり文官ブンカンら
帯釵タイシせさる職シヨクありハててハ紙シ帯釵タイシの宣下ノボゲと
ひハらと勅授帶釵チヨウジュタイシとハなり

一 靴クツ乃ハ纒セシ赤色アカイロハ左近衛ササネ大將テウシヨウ中少將ナカシヨウ等トウ青色アヲイロは
右近衛ウチササネ大中少將ナカウチシヨウ等トウ著キるハけハらハいハら
此通コトトシいハ式シキ

古記コキハ覺シひハるハ青アヲハ老人ロウジン著キるハ赤アカ赤アカ
牡羊ウシヒツの人ノヒト被用ヒキヨウひハ事コトハハ信シんハ覺シひハるハ

禁色 清少納言
枕さうに六位
の貴人こそ様で
た多れいふに
公達おとと
ゆもさあつね
あやかり抱とん
よまうせて
うらまふ深
つら毛かり

禁色 延喜彈正
式凡諸禁色者
惣雖下衣不聽
服用今按禁色
凡支子深可盪
黃丹者及深紫
深紅深藕芳之

一禁色とゆるとくといく

禁色とゆるとくといく大臣の子孫及藏人等
聽之同位女位とてもし其當色の袍を
着てさおの具ハ束帶乃時も衣冠此時も
公卿のあゝ織物乃装束着用のゆゆ
まゝと禁色とゆるとく覚悟にゆるとく
今世とゆるとくゆるとくハ落着
ゆるとく装束抄ハ深紫深紅と禁色と
ゆるとく是亦依よいとも今表袴乃

類也

窠クニニアテ霰乃文あると禁色とハあつていふと
ゆるとくゆるとくゆるとくゆるとくゆるとく
覚作

一節會ハ元日白馬踏歌にかさういふ

ゆるとくは元日白馬踏歌五月五日九月九日
豊明立后立坊任大臣等乃宴さあつてゆるとく
子細西宮北山等抄ゆるとく古記ハゆるとく元日白馬踏歌
節會今に恒例と行ひゆるとくさおハ大方
絶倫と近比立后立坊豊明ホの最と云

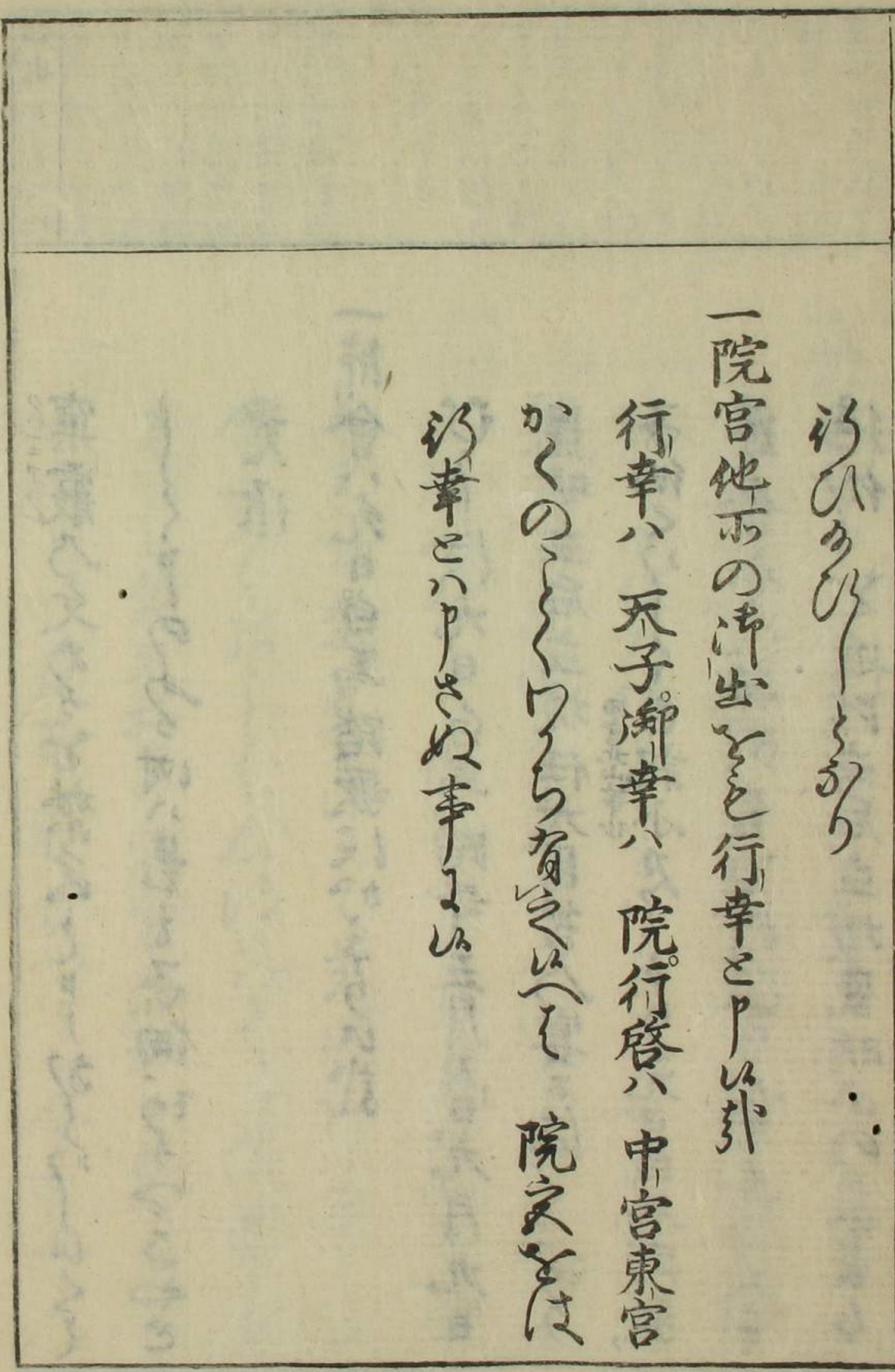
のひまひまあり

一院官他所の派出とも行幸とあり

行幸ハ天子御幸ハ院行啓ハ中宮東宮

かくの〜〜〜ら有之いと院文とは

行幸といふ事よ



衣冠西官記号
宿衣是也宿衣
直衣共雜袍也
云

雲井春云後を
院世小すこれ
蹴鞠の達者として
兼元二年九月
上皇と長者と
を〜として連署
乃賀表とありき
わ〜大炊等ハ
太政大臣頼実の
亭にて竟宴乃

冠

垂綬
衣冠之具常の袍よりぬき用
りらと衣冠といふ

く〜〜初巻に〜〜

懸緒カケヲ 并組懸

かを緒ハ紙カミより也束帯衣冠直衣狩衣以下
皆是と用ひ〜〜それ組懸を以紫系兼元二年
正月ハ 後鳥羽院蹴鞠乃御時〜〜
〜〜〜た〜〜〜と云〜〜
飛鳥井家乃執 奏〜〜 勅許あり

みづりて上八人中
八人下八人分る
るも定らま
下着のつろく
くこれかつろを
おとけはたより
まは出にぞう

なり元來遊鞠乃の烏帽子のくもを
おとけたりする人の衣冠並衣の時冠小も用ひ
くもふなりされとも束帯乃時ハくもを
ふ紙ふもを月ひらる又地下ハ一向の張り
けり武家小おわくも侍従兼任の故
うけく月ひらるなり

袍縫腋

文官武官ともに衣冠乃内ハ皆縫腋の袍なり
くも初まおんくも

衣袍下衣也
單帷凡如束帶

衣并單帷

衣の事或ハ袍と稱と但三條轉法輪
家ハ束帯の下にくもゆるハ縫着サイダラめく
袍と直衣衣冠持衣の下に用は莫太
長一是とさぬと稱すくもくもくも古來
並衣衣冠乃内くもくも下ハ單又夜城
悉くも也當時指貫小袍とくもくも悉す
を衣冠といひ袍の下に單又ハ夜と着る
城かき稱といつりけり

紫濃紫也薄色
薄紫也餘皆准
之

浮線綾文名名
目鈔載卧蝶是
也

單。衣等ハ以悉セテハ頗暑儀也但晴カキ
之吋ハ單衣ホトカサゆるキ也衣乃久
大略紫。薄色。紅。藕芳。紅梅。萌黃。黃木也
但夏人夏ハ單乃トニシテレ衣ホトカサ
老人ハ生スシノ衣ト悉セテヨク也
近代ハ去冬
衣單トヨク
用ヨクハ
白シ色乃衣ハ長年乃人用ヨクハ并
聽禁色之人ハ文ワワリ
小菱或浮線綾ノ丸又名
ワリノ衣ハ去冬ノ衣ト
用ヨクハ
尋常ノ吋用ヨク晴ノ吋ハ浮織物唐織物等ナリ
夏ハ
いつモ平絹ナリ吋ホトカサハひてヨクレ

奴袴和名鈔奴
袴師奴積
乃波賀萬
夏指貫生文ニ
重祥云之太文
後世不用之
浮織物之時文
鳥祥固織物之
時文藤丸之由
也

奴袴サシ
サキ
或用指貫字

夜出衣下端也ト出衣ホトカサトスルヨリ又單
いろハ青單。薄衣單。藕芳。黃單もワリ
花を以テ紅單也去冬ハワリシ法及ハ張單
トテ板引ホトカサト用ヨクナリ老人ハ白單文ハ
單文乃綾ナリ帷ハ衣文エモシのためナリ
ハハハ夏ハ生冬ハ練ナリ公卿并聽禁色
之人ハ文ワリ
浮織物固織物
紫淺黃淡年輪
不聽禁色殿上人ハ
たて紫ホトカサ
白糸ト織
或ハ紫薄衣
單文紫薄衣

平絹 深又は毛を付色をいふ 裏はいつまでも同く又は平絹
 かり反冬ころの小袷用之又地下は不論老若
 無文淺黄 こて浅黄ぬす白の糸とりて毛と織 或は浅黄平絹 付
 多く着用と又於武家法衣は浅黄平絹
 侍従少將中將は玄文織衣の浅黄 こて浅黄ぬす白
 と着用せしむれは宗乃指費ハ輒りらひらま
 たり一紙を以蕃客来聘の時より清沙汰
 有りて五位法衣ハ玄文淺黄指費四位法衣
 は宗侍従少將中將ハ皆淺黄のこてぬす着用

のこてぬす織色深又は上小同

下袴 付腰次

下袴は儀法あり十五歳以前の人濃色 コキロ 濃紅
 あり今より コキロ 十六歳以後紅老年乃は白
 文定より コキロ 略儀近代平絹也下結 ゲツクリ の時
 指費乃下に用之又腰次は布の袴なり
 上結 シラツクリ の時用之是も單衣考をかさめり時
 乃事なり

野劔野、文飾少
 之意也乎

野劔 ノダチ

装束要領少二

野太刀、差平緒、例見、應安四年、地面始記、但不為可之

持野太刀、事薩戒記、鈎殿、中將入道、口傳、曰、近衛司、細々、出仕、二王、皆雜色、令持、蔭繪、野太刀、候、雜色、持、右、手、ハテ、神、ヨリ、雜、色、取、出、持、候、雜、色、候、ハ、又、時、ハ、童、中間、十、ト、ニ、持、セ、候

毛拔形劔柄間有毛拔形金も号は或ハ革緒劔或ハ平鞘、
名とゆら清府劔と号と一物とて多々此
直衣衣冠めと以革緒今世或紋用之、中
大將ハ蔭繪野太刀。公卿の將ハ蔭繪螺鈿
野太刀。次將并シフ、スセ府佐ハ本地螺鈿野太刀也
を代次將の人蔭繪螺鈿野劔とゆら
ひ各テ亦率介随役ト時志多く此劔と帯
きシ然レ云レ但武官にあつる人ハ用ハら

さうハ古記ハ然レ今文官の人も
或ハ是と持ちシめテなりシ但ハ依テ時宣ス
兵ハ常ニ此ノ刀ト令持テ給フ事ハ頗暑儀ハ事ハあれハ
一向仕込の浪にあはれ於武家ハ衣冠の時ハ野劔
是ハ揚府ノのサマニキ或靴卷劔トも革ハせテるハ隨テ然レ若シ泰
丹上殿ノ首ハ殿トの口ニはカわキ解ケ劔ハりシ也

檜扇 付蝙蝠

冬ハ松扇夏ハ蝙蝠カハガリと持ちシ也但東帯の時ハ
夏も檜扇ハ衣冠直衣ハこの時極熱ハは

檜扇式正也但
暖暑之比、用、蝙蝠
之、事、可、安、平
雖然直衣之時
夏持檜扇、定例
也見吉部秘訓

蝙蝠 夫木集
日くふれハハハ
あふさの風も
すしーくろくろ

蝙蝠と子細おし老者ハ控冬の廳と持へし
近比ハ夏冬といふは蝙蝠とりハ人あり例
くろくろくろくろくろくろくろくろくろくろ
蝙蝠とは今の末廣也象議の上も妻紅なり
弦ハ定る事おし蝙蝠とかもほりく積也

襪

衣冠乃時襪と着ゆる依久可有覚悟る也
くろくろく初冬に及くくろ

浅履 付緒太

浅履緒太ハ主雨に降て着用の事也

一直衣といふるはなる物として、う程のく著るは式

自冬至春表白浮線綾 白粉張 裏平絹 若年ハ
此成也

秋生文三重禪 若年ハ二藍次に花田次才に 裁縫の
すすく深く宿老ハ白く

袴制專如位袍、ハハ花族 清花、のこころ
通稱

ソレも輒不聴之、御簾中入立れを若徳之

直衣亦雜袍也故蒙敕免被
著之詳見禁祕
御鈔

幸集序公生自
幸宗奈善注華
宗貴族必應斯
舉

まかハ御侍讀或御乳父聽令已上古記

桃花葉及禁秘御鈔

乃々り但内々めてハ着用何り
いよ一ハ殿上人の垂衣をさし也今世
直衣をゆり拵家清花ハ勿論近習の
人よ何れととつとも其人乃任先例
勅許あり或種姓ハ詔一記家ハ恭議
乃時職之まかハ或納言の時職之或ハ
ゆりさる家ハ難勝計又禁色と雜袍
との制ハ各別なり委別一記之

禁色與雜袍宜

下各別事公卿

補任日藤原兼

頼萬壽三年二

月九日聽禁色

十日聽雜袍宜

旨正五位上將

垂衣かかつひよハ細ハあれともか
ことよ事おろひ也

一公卿并禁色の人紋者ハ指費い

拵家童躰乃時紫二重織物指費上丈白

地文亀甲元服ハはは亀甲指貫其後薄色鳥禰

文已上次薄ハ藤丸次淺黄已上随平

齡法者用何り清花ハ二重織物とのをれ

は亀甲指貫より著ハ給りハ拵家

云卿并禁色ゆりハ鳥禰ハ乃文ハ

鳥禰此鳥用何

鳥乎不見裝束

諸抄也挑文師

有故賞乎可尋

たき事なり色、浅深、年、老、次、米、に、すく
かり宿徳人の白色、練指、黄、若、く、ふ
く、ん、り

一世俗、陽、叙、陰、叙、り、り、と、事、い、く

叙、陰、陽、と、り、り、と、覚、悟、と、と、或、ハ、諫、圍、或、
喪、服、乃、附、太、刀、の、化、や、う、り、り、と、り、り、と、陰、の
右、刀、と、り、り、名、目、を、い、但、野、叙、と、侍、府、乃、叙
と、と、り、り、陰、陽、乃、陽、と、覚、り、式、主、野、叙、ハ
武官の人、帯、り、り、小、り、或、ハ、侍、府、の、叙、り、

事、以、由、と、ふ、と、二、字、に、い、り、り、と、あ、り、と
之、條、を、引、つ、け、く、續、り、お、り、と、い、然、と、と、
近、侍、府、と、り、り、切、り、と、り、り、と、り、り、と、日、本、に
事、は、是、小、か、さ、り、次、事、く、に、り、り、と、せ、有、之
い、友、侍、授、な、く、て、い、け、り、り、り、り、り、り

一公卿の將次將、府の佐、乃、り、り、り、り、
ふ、の、將、と、或、ハ、中、納、言、中、將、二、位、三、位、中、將、宰相、
中、將、等、と、り、り、り、り、中、納、言、の、人、中、將、と、兼、官
一、或、ハ、二、位、三、位、に、の、り、り、と、中、將、叙、留、
留、

叙留者叙位留
官之意也

一、つら子按家清、花乃介、之、之、以、宰相の中、お
 ち、羽林家の中、能家、ハ、大、形、く、れ、く、
 又、次、將、と、ハ、中、少、將、乃、事、と、ハ、ハ、大、將、
 次、の、ん、と、ハ、又、同、府、の、佐、と、ハ、左、右、侍、門、左、右、
 兵、衛、佐、と、ハ、ハ、此、府、乃、中、督、ハ、或、ハ、中、納、言、
 是、と、兼、任、せ、ら、せ、或、ハ、参、議、及、散、二、位、乃、人、
 任、と、し、れ、ハ、佐、ハ、多、ハ、各、家、の、殿、上、人、を、任、せ、ハ、
 大、連、同、府、の、佐、と、ハ、事、作、

一、つら子按家清、花乃介、之、之、以、宰相の中、お
 ち、羽林家の中、能家、ハ、大、形、く、れ、く、
 又、次、將、と、ハ、中、少、將、乃、事、と、ハ、ハ、大、將、
 次、の、ん、と、ハ、又、同、府、の、佐、と、ハ、左、右、侍、門、左、右、
 兵、衛、佐、と、ハ、ハ、此、府、乃、中、督、ハ、或、ハ、中、納、言、
 是、と、兼、任、せ、ら、せ、或、ハ、参、議、及、散、二、位、乃、人、
 任、と、し、れ、ハ、佐、ハ、多、ハ、各、家、の、殿、上、人、を、任、せ、ハ、
 大、連、同、府、の、佐、と、ハ、事、作、

